

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)(第一条関係) . . . . . 1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第六章 雑則（第七十四条―第八十一条）</p> <p>第七章 罰則（第八十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 新規中小企業者</p> <p>二 中小企業者等であつて、事業を開始した日以後の期間が五</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第五十六条―第六十三条）</p> <p>第六章 罰則（第六十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（新設）</p>

年未満の個人（前号に掲げる者を除く。）

三 中小企業者等であつて、設立の日以後の期間が五年未満の会社（第一号に掲げる者を除く。）

四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるものうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下この号及び第七十条において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十九条第三項及び第七十条第一項第一号において同じ。）の開発その他の情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの（第一号に掲げる者を除く。）。

6 | 7 | (略)

8 | この法律において「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であつて、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下同じ。）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

5 | 6 | (新設) (略)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

(1) 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

(2) 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項

ロ 社外高度人材活用新事業分野開拓に関する次に掲げる事項

(1) 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

(2) 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

(3) 社外高度人材活用新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

(社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定)

第八条 社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中

(基本方針)

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

(新設)

(新設)

ロ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

小企業者等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画（以下この条及び次条において「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 | 社外高度人材活用新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 | 社外高度人材活用新事業分野開拓の目標
- 二 | 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び実施時期
- 三 | 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様
- 四 | 当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあつては、当該報酬の内容
- 五 | 社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 | 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 | 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 | 当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役員に対する需要が著しく開拓され、又は当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該

商品若しくは役務に対する新たな需要が著しく開拓されるものであること。

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が社外高度人材活用新事業分野開拓を確実に遂行するために適切なものであること。

(社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた新規中小企業者等(第十二条及び第十三条において「認定新規中小企業者等」という。)は、当該認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。)に従つて社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)(の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三

(新設)

(新設)

第一項に規定する債務の保証であつて、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業（認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条の二第一項及び第三条の三第一項</p>	<p>第三条第一項</p>
<p>保険価額の合計額が</p>	<p>保険価額の合計額が</p>
<p>社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>

<p>第三条の二第 三項及び第三 条の三第二項</p>	<p>当該借入金の 額のうち</p>	<p>社外高度人材活用新事業分 野開拓関連保証及びその他 の保証ごとに、それぞれ当 該借入金の額のうち</p>
<p>当該債務者</p>	<p>社外高度人材活用新事業分 野開拓関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者</p>	<p>社外高度人材活用新事業分 野開拓関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者</p>

2

中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3

中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業



者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式

会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 | 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う社外高度人材活用

（新設）

新事業分野開拓促進業務

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓を促進するため、認定新規中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び認定新規中小企業者等（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第一項において同じ。）に係る債務の保証の業務を行う。

（新設）

（課税の特例）

第十三条 認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材が、当該社外高度人材活用新事業分野開拓を行う認定新規中小企業者等（会社であつて資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件に該当するものに限る。）から当該計画に従って与えられた新株予約権の行使により当該認定新規中小企業者等の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（新設）

（資金の確保）

第七十五条 国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（資金の確保）

第五十七条 （新設）

2| 5| (略)

5| 国は、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に必要な資金の確保に努めるものとする。

(調査、指導及び助言)

第七十六条 主務大臣は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等について、その社外高度人材活用新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

2| 5| (略)

6| 経済産業大臣は、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化を行う中小企業者について、その事業継続力強化又は連携事業継続力強化の状況を把握するための調査を行うものとする。

7| 国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業、認定異分野連携新事業分野開拓事業、認定経営力向上事業、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第七十七条 主務大臣は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う者に対し、認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施状況について報告を求めることができる。

2| 5| (略)

5| 経済産業大臣は、認定事業継続力強化を行う者又は認定連携

1| 3| (略)

(新設)

(調査、指導及び助言)

第五十八条 (新設)

1| 4| (略)

(新設)

(新設)

(報告の徴収)

第五十九条 (新設)

1| 3| (略)

(新設)

事業継続力強化を行う者に対し、認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣)

第七十九条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号ハ(1)及びニ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分並びに同項第四号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2 第八条第一項及び第三項(第九条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第一項及び第二項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3 7 (略)

8 第八条第一項、第九条第一項及び第十三条における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

(主務大臣)

第六十一条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号ハ(1)及びニ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分並びに同項第三号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

(新設)

(新設)

7 第十条第一項並びに第十一条第一項及び第二項における主務